

# 料金表

上・下水道使用料

上段は1か月当たり(2か月当たり)

	水 量	水道料金	下水道使用料
基本料金	0m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup> ( 0m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> )	710円 ( 1,420円 )	430円 ( 860円 )
超過料金 ( 1 m <sup>3</sup> につき )	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> ( 21m <sup>3</sup> ~ 40m <sup>3</sup> )	150円	55円
	21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup> ( 41m <sup>3</sup> ~ 60m <sup>3</sup> )	205円	68円
	31m <sup>3</sup> ~ 40m <sup>3</sup> ( 61m <sup>3</sup> ~ 80m <sup>3</sup> )	270円	82円
	41m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup> ( 81m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> )	315円	98円
	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> ( 101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup> )	370円	116円
	101m <sup>3</sup> ~ 500m <sup>3</sup> ( 201m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup> )	380円	136円
	501m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup> ( 1,001m <sup>3</sup> ~ 2,000m <sup>3</sup> )	385円	157円
	1,001m <sup>3</sup> ~ ( 2,001m <sup>3</sup> ~ )	390円	179円
湯屋用	1 m <sup>3</sup> につき	60円	11円
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	700円	

## メーター料

20 mmまで	25 mm	40 mmまで	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm
200円 (400円)	300円 (600円)	500円 (1,000円)	3,000円 (6,000円)	4,000円 (8,000円)	5,000円 (10,000円)	15,000円 (30,000円)

(注)口径200mm以上については、管理者がその都度定める。

## 消費税・地方消費税相当額

上記料金表により算定した額に100分の5を乗じて得た額

(算出額1円未満切り捨て)

(改定) 水道 平成5年11月1日

下水道 平成16年7月1日

## 用途別適用基準

用途	適用基準
一般用	湯屋用、臨時用の適用基準以外のもの
湯屋用	公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)による許可を受けた公衆浴場のうち、物価統制令施行令(昭和 27 年政令第 319 号)第 11 条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和 32 年厚生省令第 38 号)第 2 条の規定により、大阪府知事が定める入浴料金の統制額の適用を受けるものの用に供するもの
臨時用	工事用、その他臨時の用に供するもの